

官報 号外

昭和四十九年四月五日

○第七十二回 衆議院会議録 第二十四号

昭和四十九年四月五日(金曜日)

議事日程 第二十三号

昭和四十九年四月五日

午後二時開議

第一 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 簡易生命保険法及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 昭和四十七年度一般会計予算費使用総調書及び各省各

第六 昭和四十八年度特別会計予算費使用総調書及び各省各

第七 昭和四十七年度一般会計国庫債務負担行為総調書

第八 昭和四十八年度特別会計予算費使用総調書及び各省各

第九 昭和四十八年度一般会計国庫債務負担行為総調書

第十 昭和四十八年度特別会計予算費使用総調書及び各省各

第十一 昭和四十七年度特別会計予算費使用総調書及び各省各

第十二 昭和四十七年度特別会計予算費使用総調書及び各省各

第十三 増額総調書及び各省各

昭和四十八年度一般会計予算費使用総調書及び各省各

昭和四十八年度特別会計予算費使用総調書及び各省各

昭和四十七年度一般会計予算費使用総調書及び各省各

昭和四十七年度特別会計予算費使用総調書及び各省各

昭和四十八年度一般会計予算費使用総調書及び各省各

昭和四十七年度一般会計予算費使用総調書及び各省各

昭和四十八年度特別会計予算費使用総調書及び各省各

昭和四十七年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和四十八年度特別会計予算費使用総調書及び各省各

○議長(前尾繁三郎君) おはかりいたします。國會議員として在職二十五年に達せられました櫻内義雄君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰いたしたいと存します。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、さよなら決定いたしました。

表彰文を朗読いたしました。

議員櫻内義雄君は國會議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功劳を多とし特に院議をもつてこれを表彰するこの際 櫻内義雄君から発言を求められます。これを許します。櫻内義雄君。

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君 ただいま、私が國會議員二十五年の在職のゆえをもつて、永年勤続議員として、院議をもつて表彰を受けましたことは、まことに感激にたえません。(拍手)

これは、ひとえに、今日まで御指導、御鞭撻を賜わりました先輩、同僚の各位並びに郷党の皆さまのおかげでありまして、つつしんで厚く御礼申し上げます。(拍手)

願ひまして、私が本院に初めて議席を得ましたのは、昭和二十一年のことであつて、国民党は主食の選舉にあつて、利北陸と、米の供出要請に派遣され、また、利根川の決壊による関東の大水害は、穀倉地帯を水

昭和四十九年四月五日 衆議院会議録第二十四号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

八四四

浸しとし、お見舞いに参つたわれわれもぼう然と

よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和四十九年四月五日

最近、食糧問題が新たな角度より国家的重要課題となつておりますことは、ただいま申し上げた

（拍手） ものであります。
ここに、初心に返り、微力ではありますが、内
外を通じ、食糧問題解決の上に尽くしますとともに、日本の繁栄と国民の福祉向上のため、議会公
治の伸展に一身をささげる決意であります。
所信の一端を申し上げ、謝辞いたします。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

內閣提出、參議院回付

（拍手） ものであります。
ここに、初心に返り、微力ではありますが、内
外を通じ、食糧問題解決の上に尽くしますとともに、日本の繁栄と国民の福祉向上のため、議会公
治の伸展に一身をささげる決意であります。
所信の一端を申し上げ、謝辞いたします。

附 則

この法律は、公布の日昭和四十九年四月一日から施行
され、改正後の第七条及び第八条の規定は、昭和四十九年四月一日
から適用する。

不具廃疾の程度	年	金額
特別項症	第一項症の年金額に一、一一、六〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	一、五八八、〇〇〇円	
第二項症	一、二八六、〇〇〇円	
第三項症	一、〇三一、〇〇〇円	
第四項症	七七八、〇〇〇円	
第五項症	六〇三、〇〇〇円	
第六項症	四六一、〇〇〇円	
第一款症	四二九、〇〇〇円	
第二款症	三九七、〇〇〇円	
第三款症	三〇一、〇〇〇円	
第四款症	二三八、〇〇〇円	
第五款症	一一六、〇〇〇円	

日程第一 戰傷病者戰沒者遺族等護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、戦傷病者戰沒者遺族等護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(前田慶三郎君) 御審議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

国会に提出する。
昭和四十九年二月六日
内閣総理大臣 田中 角栄

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正) 第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和

群島防空令においてよる場合を含む。)の指定を受けた者に改める。
第七条第三項及び第四項中「間に」を「内の」に、「内において」を「内の」に改める。
第八条第一項の表を次のよう改める。

第二十六条第一項中「九千六百円」を「一万一千円」に改め、同項第一号中「二十九万六千五百円」を「三十六万六千六百円」に改める。

定の適用により支給する弔慰金にあつては、一
人につき三万円)]を削る。

第三十九条の五中一、第三十九条の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては「及び」とし、同項第三号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては七万円」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「二万四千六百七十円」を「三万五百五十円」に、「二万五千四百七十円」を「三万一千五百五十円」に、「二万六千二百七十円」を「三万二千五百五十円」に改める。

第十六条第一項中「一万六千円」を「二万一千円」に、「但し」を「ただし」に改める。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「九千六百円」を「一万二千円」に、「二万八千八百円」を「四万二千円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項を附則第十四項とし、附則第十項の次に次の三項を加える。

11 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十四号)による遺族援護法第十九条第一項第一項第四号又は第二項第四号の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

12 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十一月一日とする。

13 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む)であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる法律の一部改正する。

14 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改めたことにより、昭和四十九年十月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる法律の一部改正する。

15 第百六十八号の一部を次のように改正する。

16 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

17 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付金を受ける権利を有する者又は受けたことがある者とみなす。

18 (戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戰傷病者特別援護法(昭和二十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

19 第二条第二項第十二号中「第六条ノ一第一項」を「第六条第一項若しくは第二項」に、「指定を受けた者」を規定により防空の実施に従事中の者又は同法第六条ノ一第一項(旧関東州防空令及び旧南洋群島防空令においてによる場合を含む)の指定を受けた者」に改める。

20 第四条第二項中「規定する第一日」と又は第二日症に相当する」を「定める」に改める。

21 第十五条第三項中「審査委員会」の下に「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、

22 「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基準」の下に「

23 他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、

24 「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基準」の下に「

25 他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、

26 「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基準」の下に「

27 他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、

28 「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基準」の下に「

29 他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、

30 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

正する法律(昭和四十八年法律第六十四号)による遺族援護法第七条の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

31 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

32 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者とみなす。

33 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付金を受ける権利を有する者又は受けたことがある者とみなす。

34 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有する者(同日において同条第三項各条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十年四月一日」とあるのは、「昭和四十九年十月一日」とする)。

35 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

36 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

37 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

38 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

39 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

40 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

41 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

42 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

43 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

44 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

45 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

46 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

47 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

三十日」と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和四十九年十月一日」とする。

48 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

49 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者とみなす。

50 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む)であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付金を受ける権利を有する者又は受けたことがある者とみなす。

51 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有する者(同日において同条第三項各条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十年四月一日」とあるのは、「昭和四十九年十月一日」とする)。

52 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

53 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

54 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

55 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

56 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

57 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

58 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

59 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

60 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

61 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

62 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

63 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

64 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

第七条第六項及び第七項	昭和二十四年一月一日	昭和四十九年十月一日	昭和四十六年十月一日	金、障害一時金、遺族給与金、弔慰金又は遺
第十三条第一項第二号	昭和二十九年九月三十日	昭和四十九年九月三十日	昭和三十三年十二月三十一日	一時金を受けた権利を有することとなるべき
第二十三条第二項第三号	昭和四十九年九月三十日	昭和四十九年九月三十日	昭和三十四年一月	に關し、この法律による改正後の同法を適用
第二十五条第三項	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和四十六年十月一日	の場合においては、次の表の上欄に掲げる
第七条第九項	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は
第十三条第一項第三号	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十三年十二月三十一日	それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月と
第十一条第三項	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	する。
第二十九条第一項第三号及び 第四号	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	
第十二条第三号	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十三年十二月三十一日	
第十三条第一項第二号	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	
第三十条第三項	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	
第十三条规定第三号	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十三年十二月三十一日	
第二十五条第三項	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	
第三十条第三項	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	
第三十六条第一項第一号	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	
第三十八条第二号	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	
第三十六条规定第一項第二号、 四号及び第六号並びに第二項	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	
第三十八条规定第三号	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	
第三十六条第一項第二号	昭和四十五年十月一日	昭和四十五年十月一日	昭和三十四年一月	
第三十九条规定第三号	昭和四十五年十月一日	昭和四十五年十月一日	昭和三十四年一月	
第三十九条の四第二項	昭和四十九年十月一日	昭和四十九年十月一日	昭和三十四年一月	

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定並びに第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法

第二条第三項第七号の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

理

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。
す。社会労働委員長野原正勝君。
案を提出する理由である。

め、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、及び防空業務に従事中にかかつた傷病による廃疾又は死亡に關し、準軍属に係る障害年金、遺族給与金等を支給するとともに、戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、及び防空業務に従事中にかかった傷病による障疾又は死亡に関する、準軍属に係る障害年金、遺族給与金等を支給することともに、戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻にに対する特別給付金の支給範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

事した者を準軍属として処遇し、その業務に従事中にかかった傷病により障害者となつた者またはこれにより死亡した者の遺族に、障害年金、遺族給与金等を新たに支給することであります。

第二は、未帰還者留宿家族等援護法を改正して、留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準

じて引き上げることであります。
第三は、戦傷病者特別援護法を改正して、旧防空法の規定により防空業務に従事中傷病にかかり現に第五款症以上の障害がある者、及び旧軍人または準軍人で公務上傷病にかかり現に第三日症または第四日症の障害がある者を戦傷病者として処

○野原正勝君　ただいま議題となりました戦傷復員法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

報告書は本号末尾に掲載

をはかるため、障害年金、遺族年金等の額引き上げるとともに、準軍属の範囲及び特別給付金等の支給範囲を拡大しようとします。

改正の第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正であります。

そのおもな内容は、障害年金・遺族年金等の額を恩給法に準じて二三・八%増額するとともに、扶養親族加給等の額についても引き上げることとし、準軍属に支給する弔慰金及び遺族一時金の額を、軍人軍属に支給する弔慰金及び遺族一時金の額と同額に引き上げること、また、旧防空法第十八条第一項及び第二項の規定により方空の実施

等であります。
本案は、二月六日本委員会に付託となり、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。
なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参考〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
正する法律案に対する修正案(委員会修正)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項ただし書中「並びに第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定は、同年四月一日」を「第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定並びに附則第四項の規定は、公布の日」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定並びにこの法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附則に次の二項を加える。

4 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十九年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 簡易生命保険法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

日程第三 簡易生命保険及び郵便年金の積立

金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、日程第三、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案(右両案を一括して議題といたします)。

附則第一項に規定する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

昭和四十九年一月三十一日

内閣総理大臣 田中 角栄

する。ただし、第十七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 昭和五十年三月三十日までの間は、この法律による改正後の第十七条第一項中「被保険者一人につきそれぞれ五百円を超えてはならない」とあるのは「被保険者一人につき、それぞれ五百円を超えてはならぬ」とあります。

3 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険金額の最低制限額については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の第六条第一項第十四号及び第五十四条の二の規定は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に取扱いを開始した割増金付の簡易生命保険については、これらの規定は、なおその効力を有する。

5 この法律による改正後の第六条第一項第十四号及び第五十四条の二の規定は、昭和五十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に取扱いを開始した割増金付の簡易生命保険については、これらの規定は、なおその効力を有する。

6 この法律は、公布の日から施行する。

7 第三条第二項各号列記以外の部分中「電力債」を「社債(前項第十一号に規定する社債を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同項第一号中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第三号中「百分の五」を「百分の十」に改め、「社債」を「電力債」に改め、同項第六項中「電力債」を「社債」に改め、同項第七項中「電力債」を「社債」に改め。

8 附則

9 この法律は、公布の日から施行する。

10 第三条第一項第十三号を次のように改める。

11 第十一号に規定する社債以外の社債で政令で定めるもの

12 第三条第一項第十三号を次のように改める。

13 第十一号に規定する社債以外の社債で政令で定めるもの

14 第三条第一項第十三号を次のように改める。

15 第三条第一項第十三号を次のように改める。

16 第三条第一項第十三号を次のように改める。

17 第三条第一項第十三号を次のように改める。

18 第三条第一項第十三号を次のように改める。

19 第三条第一項第十三号を次のように改める。

20 第三条第一項第十三号を次のように改める。

21 第三条第一項第十三号を次のように改める。

22 第三条第一項第十三号を次のように改める。

23 第三条第一項第十三号を次のように改める。

24 第三条第一項第十三号を次のように改める。

25 第三条第一項第十三号を次のように改める。

26 第三条第一項第十三号を次のように改める。

27 第三条第一項第十三号を次のように改める。

28 第三条第一項第十三号を次のように改める。

29 第三条第一項第十三号を次のように改める。

30 第三条第一項第十三号を次のように改める。

31 第三条第一項第十三号を次のように改める。

32 第三条第一項第十三号を次のように改める。

33 第三条第一項第十三号を次のように改める。

34 第三条第一項第十三号を次のように改める。

35 第三条第一項第十三号を次のように改める。

36 第三条第一項第十三号を次のように改める。

37 第三条第一項第十三号を次のように改める。

38 第三条第一項第十三号を次のように改める。

39 第三条第一項第十三号を次のように改める。

40 第三条第一項第十三号を次のように改める。

41 第三条第一項第十三号を次のように改める。

42 第三条第一項第十三号を次のように改める。

43 第三条第一項第十三号を次のように改める。

44 第三条第一項第十三号を次のように改める。

45 第三条第一項第十三号を次のように改める。

46 第三条第一項第十三号を次のように改める。

47 第三条第一項第十三号を次のように改める。

48 第三条第一項第十三号を次のように改める。

49 第三条第一項第十三号を次のように改める。

50 第三条第一項第十三号を次のように改める。

51 第三条第一項第十三号を次のように改める。

52 第三条第一項第十三号を次のように改める。

53 第三条第一項第十三号を次のように改める。

54 第三条第一項第十三号を次のように改める。

55 第三条第一項第十三号を次のように改める。

56 第三条第一項第十三号を次のように改める。

57 第三条第一項第十三号を次のように改める。

58 第三条第一項第十三号を次のように改める。

59 第三条第一項第十三号を次のように改める。

60 第三条第一項第十三号を次のように改める。

61 第三条第一項第十三号を次のように改める。

62 第三条第一項第十三号を次のように改める。

63 第三条第一項第十三号を次のように改める。

64 第三条第一項第十三号を次のように改める。

65 第三条第一項第十三号を次のように改める。

66 第三条第一項第十三号を次のように改める。

67 第三条第一項第十三号を次のように改める。

68 第三条第一項第十三号を次のように改める。

69 第三条第一項第十三号を次のように改める。

70 第三条第一項第十三号を次のように改める。

71 第三条第一項第十三号を次のように改める。

72 第三条第一項第十三号を次のように改める。

73 第三条第一項第十三号を次のように改める。

74 第三条第一項第十三号を次のように改める。

75 第三条第一項第十三号を次のように改める。

76 第三条第一項第十三号を次のように改める。

77 第三条第一項第十三号を次のように改める。

78 第三条第一項第十三号を次のように改める。

79 第三条第一項第十三号を次のように改める。

80 第三条第一項第十三号を次のように改める。

81 第三条第一項第十三号を次のように改める。

82 第三条第一項第十三号を次のように改める。

83 第三条第一項第十三号を次のように改める。

84 第三条第一項第十三号を次のように改める。

85 第三条第一項第十三号を次のように改める。

86 第三条第一項第十三号を次のように改める。

87 第三条第一項第十三号を次のように改める。

88 第三条第一項第十三号を次のように改める。

89 第三条第一項第十三号を次のように改める。

90 第三条第一項第十三号を次のように改める。

91 第三条第一項第十三号を次のように改める。

92 第三条第一項第十三号を次のように改める。

93 第三条第一項第十三号を次のように改める。

94 第三条第一項第十三号を次のように改める。

95 第三条第一項第十三号を次のように改める。

96 第三条第一項第十三号を次のように改める。

97 第三条第一項第十三号を次のように改める。

98 第三条第一項第十三号を次のように改める。

99 第三条第一項第十三号を次のように改める。

100 第三条第一項第十三号を次のように改める。

101 第三条第一項第十三号を次のように改める。

102 第三条第一項第十三号を次のように改める。

103 第三条第一項第十三号を次のように改める。

104 第三条第一項第十三号を次のように改める。

105 第三条第一項第十三号を次のように改める。

106 第三条第一項第十三号を次のように改める。

107 第三条第一項第十三号を次のように改める。

108 第三条第一項第十三号を次のように改める。

109 第三条第一項第十三号を次のように改める。

110 第三条第一項第十三号を次のように改める。

111 第三条第一項第十三号を次のように改める。

112 第三条第一項第十三号を次のように改める。

113 第三条第一項第十三号を次のように改める。

114 第三条第一項第十三号を次のように改める。

115 第三条第一項第十三号を次のように改める。

116 第三条第一項第十三号を次のように改める。

117 第三条第一項第十三号を次のように改める。

118 第三条第一項第十三号を次のように改める。

119 第三条第一項第十三号を次のように改める。

120 第三条第一項第十三号を次のように改める。

121 第三条第一項第十三号を次のように改める。

122 第三条第一項第十三号を次のように改める。

123 第三条第一項第十三号を次のように改める。

124 第三条第一項第十三号を次のように改める。

125 第三条第一項第十三号を次のように改める。

126 第三条第一項第十三号を次のように改める。

127 第三条第一項第十三号を次のように改める。

128 第三条第一項第十三号を次のように改める。

129 第三条第一項第十三号を次のように改める。

130 第三条第一項第十三号を次のように改める。

131 第三条第一項第十三号を次のように改める。

132 第三条第一項第十三号を次のように改める。

133 第三条

このような現状にかんがみ、当面する宅地開発の隘路の打開をはかりつつ、大都市地域における住宅地の大量供給をはかるための新機構が必要であると判断いたしまして、関連公共施設、交通施設等の整備を行なう機能を備えた宅地開発公団を設立し、大規模な宅地開発事業を行なわせることとした次第であります。

なお、大都市地域においては、日本住宅公団は、労働者のための大量の住宅建設という重大な任務を持つておりますので、同公団が行なう宅地開発事業は、今後は、その住宅建設用地の確保に重点を置くこといたし、新公団との業務の分担を明確にいたしております。

以上がこの^案法を提案いたしました理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、宅地開発公団は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺の地域において、住宅の用に供する宅地の大規模な造成を行ない、これとあわせて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成するとともに、これらの宅地に必要な公共施設、交通施設等の整備を行なうこと等により、良好な住宅の用に供する宅地の大量供給と健全な市街地の形成をはかり、もって大都市及びその周辺の地域における住民生活の安定と福祉の増進に寄与することをその目的といたしております。

第二に、公団の設立に際しての資本金は五億円とし、政府がその全額を出資することといたしておますが、建設大臣の認可を受けて、政府及び地方公共団体の出資により、その資本金を増加することができるものといたしております。

第三に、公団に、役員として、総裁、副総裁、理事八人以内及び監事一人以内を置くことができるものといたしております。

第四に、公団は、その目的を達成するため、土地整理事業、新住宅市街地開発事業などによ

り住宅地を造成し、管理し、または譲渡するとともに、これに関連して必要となる公共施設及び利便施設を整備することとしております。また、住宅地の造成とあわせて整備さるべき健全な市街地の形成のために必要な施設の用に供する宅地を整備することとし、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業を行なうこととしております。さらに、公団は、みずから地方鉄道業または軌道業を行なうことができるとしております。

第五に、公団は、関連公共施設を整備する場合には、当該公共施設の管理者の同意を得て、その工事を実行することができることとしておりまます。この場合、当該工事に係る国の負担金または補助金は、直接公団に交付することとし、地方公共団体は、工事の実行に要した費用から国の負担金または補助金の額を控除した額を公団に支払うものとしております。

第六に、関連公共施設の整備に要する費用のうち、地方公共団体が公団に支払う支払い金及び公団が整備した利便施設を地方公共団体が譲り受けた場合の代金について、地方公共団体が公団に支払うべき利子の軽減に資するため、公団に関連施設整備事業助成基金を設け、その運用により地方公共団体の財政負担の軽減をはかることとしておりまます。

第七に、公団は、公団が造成した宅地を譲り受けることを希望する者が引き受ける宅地債券を発行することができます。この場合、公団が造成した宅地を譲り受けた者は、公団が造成した宅地を譲り受けた者と同様の権利を有するものとします。

第八に、公団は、業務内容に応じて、建設大臣

の形成のための必要な施設の用に供する宅地を整備することとし、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業を行なうこととしております。

〔中村茂君登壇〕

○中村茂君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました宅地開発公团法案と、この法案に關係の深い住宅政策及び土地問題について、總理並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

日本の住宅政策は、先進諸国と比べたいへんおくれております。それのみならず、土地投機による買い占め、建設資材の騰貴により、勤労国民にとって、住宅を手に入れるとは高嶺の花となつてしましました。

現在の国民生活において、住宅問題は依然として最大の課題であります。しかし、その住宅問題は一向に解決されません。むしろ事態は深刻であります。まさに混沌と行き詰まりにあるといつても過言ではありません。そして、ささやかに運んできた公共住宅すら、その建設が行き詰まっています。言いかえれば、このような住宅政策の失敗は、歴代の自民党政府に住宅に対する貫った基本姿勢がなかつたことに最大の原因があります。(拍手)

政府の主要な住宅計画は、昭和二十七年から発足した公営住宅建設三ヵ年計画から、四十八年に策定した経済社会基本計画まで、二十三回の計画を策定し、国民に住宅建設を約束しましたが、これは一年に一回計画したことになります。しかし、計画書の策定だけであって、どれ一つとして公団法その他の関係法律の改正を行なうこととしておりまます。

以上が宅地開発公团法案の趣旨でござります。

(拍手)

宅地開発公团法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。

〔中村茂君〕

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。

〔中村茂君〕

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。

〔中村茂君〕

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。

〔中村茂君〕

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。

〔中村茂君〕

それのみならず、日本列島改造計画によって、その宣伝が、土地が買い占められてしまった最大の理由になつております。

この宅地開発公団は、行政監理委員会の答申によるものであります。同時に、答申は、宅地供給の実効を確保するため、直接統制を含む地価の安定と、基準価格を上回る土地譲渡益に対する一〇〇%の高率課税の施策を求めているのであります。ですが、公団の事業を可能とする土地対策に関し立法措置のないことは、公団だけつくればそれでよいということになり、答申のつまみ食いであります。

わが社会党は、すでに土地対策緊急措置法案を建設委員会に提起していますが、当面、その緊急措置として、一つには、地価の安定を確保し、投機、買い占めを防止するため、土地売買の許可一定の方針で規制するため、固定資産税評価額を基礎とした標準価格の制定、三つには、土地利用計画に対する住民参加の保証、四つには、住宅、福祉施設、学校、保育所、公園等の生活用地の確保、五つには、大企業保有の未利用地の開放、六つには、土地の所有、利用、移転等の実態調査の要求するものであります。(拍手)

自民党宅地開発協議会の構想では、この公団により、六十年度までに、東京、大阪、名古屋の三大都市圏で、通勤一時間半以内の地域に三万ヘクタール、百万戸分の宅地を造成することを目標として、坪当たり十万元の宅地分譲をキャッチフレーズにしているが、たとえば、日本住宅公団が約十年前に着手した横浜の洋光台地区でも、坪当たり十万元の分譲価格になつております。ましてや、東京への通勤圏内では、造成工事前の素地価格でさえ坪十万元以下の土地はほとんど見当たらなくなつてゐる現在、公団に安い土地の供給を期

待することは、まさに木によつて魚を求めることがあります。(拍手)

有力新聞の社説によれば、参議院選挙対策のにおいかがすると指摘しますが、当然の指摘ではないかと思ふであります。本気になつて実行可能な目標として考へているのかどうか、建設大臣

開発対象地域は、答申でも明らかなように、市街化区域外の適地について新市街地の形成を行なうことになつてゐます。この対象地域となる三大都市圏の市街化調整区域の土地が、大企業によつて買い占めが一番進んでいる地域であります。

東京都内の調整区域は約三万六千七百ヘクタールで、都の総面積の二六%であり、その半分が投機的に買い占められております。このよくな買い占めの裏には、いざれ開発規制がはずされ、調整区域でも宅地造成に着手できるという思想買いであつたことは事実であります。調整区域の開発

は、このような反社会的行為を容認することになり、手助けをすることになります。そこで、宅地開発公団が公共デベロッパーといわれるゆえんがそこにあります。

それのみではありません。調整区域の規制が虫食い的にはずされることになります。そこで、宅地開発公団が公共デベロッパーといわれるゆえんがそこにあります。

以上のとおり、五つの問題点に集約したのであります。が、宅地開発公団の運営も、財源を財政投融資に依存していることからして、公共、公益施設が必然的に地方自治体の財政負担となり、行き詰まるることは、火を見るよりも明らかであります。

大規模住宅建設の人口集中に対し、建設、自治、文部各大臣の答申を求めるものであります。最後に、新たに公団を設立することは非常に問題があります。既存の日本住宅公団には宅地開発部門があり、この部門に交通、水道などの施設及び公共施設等の宅地開発に必要な権限を付与し、

宅地を供給すれば住宅ができ、住宅難が解決できることになります。それは多摩ニュー・タウンの例を見れば明らかであります。

住宅と土地の政策について、行政監理委員会の答申によつて、行政の機構、運営の面から引導上げられているところに、住宅、土地に対する基本政策なしの公団先行の宅地対策になつてゐる矛盾が露呈されています。

公団のあり方について、役人の天下り問題を含めて、世論のきびしい批判となつてきておりま

す。政府の明確なる答弁を求めるものであります。(拍手)

以上、数点にわたつて質問いたしましたが、政

府の責任ある答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣臨時代理三木武夫君登壇】

○内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君)

中村議員

の御質問は、第一に、政府の住宅に関する基本政策についてであります。が、住宅政策の基本は、申すまでもなく、すべての国民が、能力に応じた適正な負担により、それぞれの家族構成あるいはその居住する地域の特性などに応じて、適切な規模、構造、設備を有し、居住環境の良好な住宅に住むことができるようになります。

政府は、現在、国民の住宅需要の動向及び住宅

政府は、こうした水不足対策をおさりにしながら、新公園に宅地開発を行なわせようとしているが、水なしでは、大規模な宅地造成も砂上の楼閣とならざるを得ません。この問題についてどう対処しようとしているのか、建設大臣にお聞きします。

資の拡大、労働者向け宅地賃貸制度の創設、税の減免など労働者の個人建設住宅の助成を強化すること、また、大企業から住宅負担金を徴収し、公共住宅建設資金に充てることなどを提起してきました。

し、反面、御指摘のように、土地利用との調整の問題や環境、防災上の配慮等、住宅市街地とするには、多くの問題点が含まれております。したがつて、慎重に検討しなければならぬと考えております。

第三には、企業の買い入れた土地の収用及び現度、いわゆる市上手の多角監督と去利化せよ」といふ問題です。

らぬ必要があること等の理由によって、年々公団の新設をはかるうとするものであります。御主張のような、法案を撤回する意思はありません。(拍手)

資の拡大、労働者向け宅地賃貸制度の創設、税の
減免などを労働者の個人建設住宅の助成を強化する
こと、また、大企業から住宅負担金を徴収し、公
共住宅建設資金に充てることなどを提起してきました。
した。
政府がこれらの人々の要求を取り入れて直ちに実施に
移すことを強く要求して、質問を終わります。
（拍手）

問題や環境、防災上の配慮等、住宅市街地とするには、多くの問題点が含まれております。したがつて、慎重に検討しなければならぬと考えております。

第三には、企業の買い入れた土地の収用及び新規買い入れの禁止等の緊急措置を法制化せよといふ御主張でござります。

政府は、異常な金融緩和を背景に行なわれた企

らぬ必要があること等の理由によって、年間の予算額を増加する御主張のような、法案を撤回する意思はありません。
（拍手）

わが党は、かねてから、大都市に新たに事務所事業所を新増設する大企業から、資金、床面積などに応じて特別の賦課金をかけることを提起してきました。これを財源として、立ちおくれている下水道、公園、災害防止などの都市整備を促進すれば、大都市への資本と人口の集中規制とあわせて一石二鳥ではありますか。總理によれを実行する意思があるかどうか、その見解を求めます。

上、総建設計画の戸数を九百五十万戸、うち、公的資金による住宅を三百八十万戸と定めたものであります。したがつて、政府としては、まずこの計画の目標を確実に達成することが現下の急務であると考えており、計画の促進に全力を傾ける存であります。

四十七年度事業以降、大都市地域で一部の公的施設住宅の建設事業におくれが生じております。政府としては、これらに対処して、関連公共

かなり地価の安定を達成できるものと考えております。
なお、これら企業の買い入れた土地の多くは、
市街化調整区域などの開発に不適地が多く、本
た、市街化区域のような開発適地において所有す
るものについては、企業みずからがすみやかに開
発を進めるようさせが必要であります。
したがつて、現在団地ごとの計画をつくり、計画
的に供給するよう強力に指導してまいりたいと考

うなことはないということであることを御理解いただきたいわけであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたよう
東京、大阪等、大都市地域においての各種の
要件が発生しておることは事実でございま
し、一部公的住宅の建設におくれが見られて
ますことも承知をいたしております。これら
路を開けるため、緊急に各種の施策を行な
して、もちろん、これは宅地開発公団も含め
ございまが、第二期住宅建設の五ヵ年計画

最後に、以上の質問でも明らかのように、この宅地開発公団は、水問題を一そう深刻にするとともに、生まつて見葉田地盤成の草書によつてこまつ

益施設の整備の促進、国公有地等の積極的活用及び低層公営住宅の建てかえの促進等、各般の政策と強力に推進して、公営住宅の建設を計画的に進めております。

えております
第四の御質問であります、宅地開発公団法案
を撤回せよと、こう御主張であります。

わが党は、住宅難解決のため、当面、大企業の
買い占め地を収用し、公共住宅用地の確保、公営
住宅建設への國の大額な財政援助の強化を基礎
に、公営、公団、公社住宅を年百万戸建設する工
力年計画を策定し、推進すること、勤労者向外け

市地域の海岸を埋め立てて、いろいろ環境の汚染等をするのではないかということです。ですが、大都市地域における海岸の埋め立ては、宅地の供給としては比較的容易に大規模な完成ができるという利点はありますけれども、レ

いうものが必要である。またさらに、日本住宅団の拡充をもつてしては、機構上膨大になり過て、能率的ではないということ、さらに、日本宅公団には、別途、住宅供給という大きな任務背負わされておりますので、これに専念せねば

えております
第四の御質問であります、宅地開発公団法案
を撤回せよという御主張であります。
土地問題が深刻化している大都市地域において、
大規模かつ大量の宅地供給をはかることは、
現下の急務であると考えております。そのため
地元市町村の財政負担の軽減をはかりながら、
の金力と権限と能力をもつた新しい独自の構想

標達成には万全を期していきたいと考えてお
ころでござります。

かなり地価の安定を達成できるものと考えております。
なお、これら企業の買い入れた土地の多くは、
市街化調整区域などの開発に不適地が多く、本
た、市街化区域のような開発適地において所有す
るものについては、企業みずからがすみやかに開
発を進めるようさせが必要であります。
したがつて、現在団地ごとの計画をつくり、計画
的に供給するよう強力に指導してまいりたいと考

うなことはないということであることを御理解いただきたいわけであります。
しかしながら、先ほど申し上げましたよう
東京、大阪等、大都市地域においての各種の
要件が発生しておることは事実でございま
し、一部公的住宅の建設におくれが見られて
ますことも承知をいたしております。これら
路を開けるため、緊急に各種の施策を行な
して、もちろん、これは宅地開発公団も含め
ございまが、第二期住宅建設の五ヵ年計画

標達成には万全を期していきたいと考えておこうでございます。

さらに、宅地開発公団は、大都市地域を中心とする著しい住宅難、宅地難の現状に対処いたしまして、良質の宅地を大量に供給することを目指して設立するものでありまして、宅地開発事業強力に推進するため、公団に関連公共施設

標準達成には万全を期していきたいと考えておこころでございます。

さらに、宅地開発公団は、大都市地域を中心とする著しい住宅難、宅地難の現状に対処いたしまして、良質の宅地を大量に供給することを目指して設立するものであります。宅地開発事業強力に推進するため、公団に関連公共施設道などの建設をみずから施行する権能を与えとともに、地方公共団体の負担を軽減する新たな強力な措置をとつておることも、先ほゞ答えたところでございます。

さらに、宅地分譲にあたりましては、原任

昭和四十九年四月五日 衆議院会議録第二十四号

により、できるだけ低廉な価格とする方針でありまして、この場合、宅地債券を発行するなど、労者が一方で容易に支払いやすいような配慮もしていきたいと考えておる次第でございます。
さらに、坪十万円といふような御質問でございましたが、私どもとしては、坪十万円で宅地を分譲するときめたことはございません。しかしながら、宅地の分譲は、原価主義によることなどによりまして、できるだけ低廉でなければならないと考えまして、あらゆる英知を結集してこの目的を達成していきたいと考えております。

なつてきておるところでござります。その後、規制対象区域の拡大、制限基準面積の引き下げ等の強化を行なつたところであります。今後とも、各都市地域の実情を勘案しながら、必要に応じてその規制を強化してまいりたいと考えております。

また、事務所の集中抑制につきましては、事柄が都市機能の中核に触れる問題であり、その経済、社会に及ぼす影響がきわめて大でありますので、さらに綿密にその機能の実態等に関する分析を、今年、四十九年度で加えた上で、適切な措置を講じてまいりたいと考えるわけであります。

事務所に対する賦課金を徴収すべきだとの御意見についてであります。事務所は、工場や学校等と違つて、都市を形成する中心的な構成要素と

さらば、水資源が有限かつ貴重なものであることは御指摘のとおりでございまして、これらの認識をさらに強めまして、有効利用及び節水についての啓蒙も続けて進めてまいりたいと考えるわけであります。

これらの諸施策によりまして、都市地域における安定した市民生活を営むために必要な水資源の確保については、万全の体制が確立されますように予算措置も講じておりますことを申し上げまして、答弁を終わりります。(拍手)

(国務大臣町村金五君登壇)

○國務大臣(町村金五君) 宅地開発公団がその事業を実施するにあたりましては、地方公共団体の協力を得ることが必要であることは申すまでもございません。そのため、本法案におきましても、

業を振興させることは、国民生活の安定と生命の安全にとって必要不可欠な大前提であります。にもかかわらず、昨年十一月、田中総理は、三十万ヘクタールの農地を工場用地や宅地用地として転用を促進するよう決定し、さらに今回の宅地開発公団法案によつては、市街化調整区域の開発を促進し、農地のなしくずし的破壊をもたらさんとしておるのです。

なぜ市街化調整区域の開発を促進しなければならないのか、また、市街化区域内に法人等が買いためをいたしております土地は、住宅難を解消しようと、総理の御所見を伺いたいのであります。

まして、そのデベロッパーの利益をはかるつもりはありません。

いうべき一面を持つておりますので、許可制による直接的な立地規制策にはなじまないわけでございまして、特別の税制または賦課金等の徵収等による間接的な効果をねらうこととは適切であると考えるわけであります。今後大都市への集中抑制のための措置として、御指摘の方向も含めて、総合

公団は、あらかじめ関係地方公共団体の意見を開かなければならぬとされておるわけでござります。公団は、今後関係地方公共団体と十分な協議を行ない、その協力を得まして、宅地造成の事業を実施することになるものと考える次第でござります。(拍手)

また、宅地開発公司の事業の推進に伴つて農地の縮小、農業の衰退をもたらすことが予想されるのであります。これに対する総理の御見解をお聞きいたしたいと存じます。

第二は、地価問題についてであります。

地価の上昇は年々とどまるところを知らず、三

の調整をはかつておるところでござります。現在のところ、新たに宅地造成のための埋め立てを行なう二、三箇所内に八十画はおきましてございませし。

○副議長(秋田大助君)
〔後乃武三吉著〕 渡辺武三君。

大都市圏内においては、すでに年率三〇%をこえていることは周知のとおりであります。このよくな地価の上昇による期待利益が土地投機をもたらす

東京湾埋め立てについて、土地利用との調整の問題や、環境、防災上の配慮、ただいま御心配いただいた水の問題等、市街地とするには多くの問題がございますので、この点については慎重に考えていきたいと考えておる次第でございます。さらに、御指摘の、近年ますます深刻化しております大都市の問題に対処いたしましては、ともに、国土の均衡ある発展をはかるためには、人口、産業の大都市への集中の抑制と、地方への分散の促進を強力に進める必要があることは、御指摘のとおりであります。このため、すでに、首都圏の既成市街地においては昭和三十四年から、近畿圏の既成都市区域においては昭和三十九年から、玉場及び学校についてその新增設の規制を行

が、人口の集中いたしております大都市圏の水資源対策として、ダムなどの水資源開発施設の建設を積極的に推進してまいらなければならぬことは申すまでもございません。関東圏におきましては、四十九年度の予算におきましては、この件については特に配慮をいたしまして、開発可能な地点の調査、また開発の具体的な施行等について、検討する所とおきましても積極的な施策を講じておりますゆえんも、この見地からいたした次第でございます。

また、水利用の合理化を促進いたしまして、下水道施設の整備等に伴いまして、水の再生利用、循環利用等についても検討しておる次第でござります。

○瀧辺武三君　たゞいま趣旨説明のありました毛地開発公団法案につきまして、私は、民社党を代表し、数点の問題点について、總理並びに関係閣僚に御質問をいたしたいと存じます。

その第一は、宅地開発公団が、大都市周辺の地域、すなわち、市街化調整区域内における土地の開発、造成を中心とする業務といたしておることであります。このことは、都市計画法で「市街化を抑制すべき区域」と規定されている市街化調整区域の趣旨に反するものであり、無秩序な乱開発をさらに助長することになるおそれがあるのであります。

もとより、市街化調整区域は農業振興地域としても適しており、食糧需給の逼迫が世界的規模で

し、資本力にものをいわせた法人等は土地を買いたいわて、市街化調整区域内において買い占められた土地は、すでに二十五万ヘクタールに達したといわれてゐるのであります。これらの法人等は地価の値上がりをじっと待つてゐるのが現状であります。しかるに、宅地開発会社みずからが土地を買いあさり、市街化調整区域の開発を促進するといふことは、土地を買い占めている法人等の口うづばにはまることはならないのであります。うか。(拍手)公団が土地を買う場合には、地主はやり惜しみをいたすであります。したがつて、地価がさらにつり上げられることは明らかであります。

このような情勢下において、しかも土地の基

的な利用のあり方が不明確な状態の中では、宅地開発公団を設けるということはいかなる意味があるのか。市街化を抑制すべき市街化調整区域を宅地開発公団が買いつぶらならば、政府機関がみずから市街化区域の裏側から土地の価格をつり上げる以外の何ものでもないのです。(拍手)建設大臣の御見解を伺いたいのです。

第三点は、地方自治体の問題についてであります。現在、日本住宅公団の事業が、地方自治体の団地お断わりで、著しく立ちおくれております。今回の宅地開発公団についても、地方自治体は、もちろん手をあげて賛成するどころか、むしろ土地荒らし公団として受け取つておるのであります。宅地開発公団案を提出する前に、地方自治体と十分の打ち合わせを行ない、全面的な協力を得て法案の提出に踏み切るべきであります。この点について、そのような準備行動が行なわれておつたかどうかについて、自治大臣の御見解を伺いたいのであります。

第四点は、土地を個人に分譲するということについてであります。もちろん、宅地開発公団法によれば、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうことになつております。しかし、宅地開発公団が大量の土地を買い、造成された公有地を再び個人に譲渡することは、公有地拡大の必要性が叫ばれている今日の社会的要請に反するのではないかといまします。さればかりか、一部の地域を一部の需要者にのみ再配分するという、きわめて不公平なものに終わるのではないであります。この点について建設大臣の御所見を伺いたいと存じます。

さらに、聞くところによりますと、宅地開発公団は三・三平米当たり十万元で個人に土地を分譲することにいたしております。分譲を希望する者は、宅地開発公団が発行する宅地債券を五年ないし十年間積み立てて、積み立てた額が

分譲価格の半分に達したとき、分譲を受ける。額は二十年ないし二十五年間の月賦返済を予定いたしておるようあります。しかし、大都市周辺地域の地価はすでに三・三平米当たり十万元をはるかにこえており、今後宅地開発公団が土地を買ふに走るならば、地価はますますつり上げられることは明らかであります。また、宅地の造成費等を加えれば、個人に分譲される土地の価格は、およそ庶民の手の届かないものになるであります。

政府はあくまでも三・三平米当たり十万元で分譲をなさるつもりなのであります。それなら、宅地開発公団が土地の食管会計となることは目に見えておるのであります。建設大臣の御答弁をお願いいたします。

最後に、住宅政策についてであります。

四十八年度においては公団住宅の計画戸数八万戸に対し、発注されたのはわずか一万一千戸でございます。公営住宅の計画戸数十二万四千戸に対し、発注戸数は九万户しか数えられておりません。しかも、四十九年度においては、公団、公営住宅等の公共住宅は、四十八年度よりも四万五千戸も削減されているのであります。

現在、三百万世帯が住宅難に苦しんでいるといわれております。これらの大半の世帯は劣悪な狭小木賃アパートの生活を余儀なくされているのであります。これらの人々の願いは、一日も早く低家賃の公共住宅に入居したいということです。

ついで、発注戸数は九万户しか数えられておりま

す。内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

質問の第一は、宅地開発公団は、大都市の周辺地域、すなわち市街化調整区域における土地の開發造成を中心とする業務としているが、それは都市計画法の趣旨に反しないかといいう意味の御質問であります。公有地の大量供給を行なうものではありません。政府としては、これら公的な住宅建設の促進に全力をあげますとともに、一方においては、

宅地開発公団は、大都市周辺における国民のマイホームの夢にもこだえるべく、宅地の大量供給をはからうとするのが、この法案の提出の理由でございます。(拍手)

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そういう土地問題を契機といたしまして、住宅難がますますきびしくなつてきておるわけでございます。

特に宅地の需要といふものは、非常に大きなもの

があるわけでございまして、宅地の価格も、需要

と供給のバランスによってくるわけでございます。

そこで、今回、政府は、政府の政策の力によつて良質な大量の宅地供給を行なおうと決意をいたしました。この法案を提案いたした次第でございまして、この法案を提案いたした上で開発することになります。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責任を回避するのは、国民の期待を裏切ることになります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団が事業を実施する区域内に

なると、宅地開発公団が事業を実施する区域に

あるものについては、必要に応じて公団が取得し

ていくことといたしたいと考えております。

第二の御質問は、宅地開発公団の事業推進に伴つて、農地の縮小、農業の衰退をもたらさない

かといふ御懸念でありますが、宅地開発公団の事

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫君)登壇】

○國務大臣(龜岡高夫君) 物価上昇の元凶は土地

にあるとさえ言われたわけでございます。

そこで、宅地開発公団は、市街化

区域において事業を行なうこととしたのでございまして、市街化区域になつていい調整区域等の場合においては、市街化区域に編入した上で開発すること

いたしておることは、先ほど申し上げたとおり

業実施にあたつては、農業との調整といふものに特に意を用いたいと考えております。土地改良事

務の宅建業者ともいふべき宅地開発公団を創設し、公共住宅の建設を促進できなかつたことの責

任を回避するのは、国民の期待を裏切ることにな

ります。

内閣総理大臣臨時代理(三木武夫君) 渡辺議員にお答えをいたしました。

【國務大臣(龜岡高夫

でござります。

また、当該地域における地価の抑制につきましては、別途地価抑制に関する制度を確立することにいたしておりますし、これによって計画的な土地取得をはかる所存でござります。

実は、いまどそこで、大体どの方向で宅地開發をやりたい、こう思いましても、それを建設大臣が口にすれば、その地価は一挙に買い占め等によつて暴騰するわけでござります。ことに、私ども実は住宅政策を担当しております者の一人として、たいへん苦衷が存するわけでございまして、この点を特に申し上げておきたいと思うわけであります。

宅地開発公団のこのような大規模な宅地開発におきましては、地方公共団体の協力なしには遂行できませんことは、もう御指摘のとおりでござります。

さらに、水の確保、鉄道等の足の確保、地方財政負担の軽減の問題は、地方公共団体の最大の関心事でございまして、最近の団地拒否の傾向等も十分私どもは考慮いたしまして、本法案を提案するに際しましては意を用いたところでござります。さらに、これらの問題を各自治体において協議していくために、宅地開発調整協議会を設けまして、また、公団の運営に地元の意見を参加させること、公団に非常勤理事の制度を設けて、地方自治体の意向を十分取り入れるような制度と

いたしておる点を御理解いただきたいわけでござります。

また、宅地開発公団の行なう事業は、都心から比較的離れた地域において、大規模な住宅市街地開発事業として実施することになりますので、宅地の供給にあたっては、住宅難世帯の需要の多様性という点を十分考慮いたしまして、公的機関が建設する中高層住宅のための用地を確保するほか、個人分譲にも配慮をしながら、健全な地域社会づくりをはかる必要があると考えておるわけであります。

また、宅地が真に必要な住宅難世帯に供されますように、資格、条件等に十分な配慮を加えるとともに、と申しますことは、従来の住宅公団でやつておりますようなくじ引きじゃなく、住宅の困難度合いというものを登録させるような方法を考へました。

考慮いたしまして、分譲住宅については不當に軒平にならないよう配慮してまいりたいと思うわけであります。

公団の宅地の分譲価格は、用地費、造成工事費、事務費、支払い金利等を合計した原価を基準とする方針であります。一律に坪幾らというふうにきめておるわけではありません。

なお、公団が宅地の分譲を行なう場合にあたりましては、都市労働者の入手しやすいような支払い方法についても十分検討をしてまいりたいと思ふ次第でござります。

住宅政策についての御批判をしながらの御質問でございましたが、第二期住宅建設五年計画においては、低所得者及び都市労働者等の中所得者層を対象として、公的資金による住宅建設を促進することを重要な柱といたしておるわけであります。この場合、国民の住宅需要の動向を勘案すれば、公的賃貸住宅の供給とともに、公的施策によってやはりマイホームの希望を満たすことも考え方、個人分譲にも配慮をしながら、健全な地域社会づくりをはかる必要があると考えておるわけであります。

しかしながら、最近、大都市地域において住宅建設を阻害する要因が顕在化してきておりますことは、御指摘のとおりでございまして、その最大と申しますことは、従来の住宅公団でやつておりますようなくじ引きじゃなく、住宅の原因は、やはり、一番先に申し上げましたように、良好な宅地の供給が不足しておるということになります。

したがつて、政府としては、宅地開発公団を設置して、良好な宅地供給の促進にとどめることによりまして、マイホームの希望を充足することとに、公的住宅用の宅地の確保にも資することとしたものであり、これら総合的な住宅、宅地政策の推進により、必ずや国民の期待にこたえ得るものと確信をいたしておる次第であります。

以上で答弁を終わります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時五十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣臨時代理 三木 武夫君

大蔵大臣 福田 起夫君

文部大臣 奥野 誠亮君

厚生大臣 斎藤 邦吉君

郵政大臣 原田 憲君

建設大臣 龟岡 高夫君

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇については、年金の支給等各般にわたる援護の措置が講ぜられており、本案は、更に支給金額の引上げ、支給範囲の拡大等を行うことにより援護措置の一層の改善を図ろうとするもので、その要旨は、次とおりである。

(一) 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1 障害年金、障害一時金、遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じてそれぞれ二三・八%引き上げること。

2 準軍属に支給する弔慰金(三万円、国債)

及び遺族一時金(七万円)の額を軍人軍属に支給する弔慰金(五万円、国債)及び遺族一時金(十万円)の額と同額に引き上げること。

3 旧防空法第六条第一項又は第二項の規定により防空の実施に従事した者(医療従事者、警防団員等)を準軍属として処遇すること。

(二) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

- する事項
- 1 未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を遺族年金の増額に準じて引き上げること。
 - 2 葬祭料の額を一万六千円から二万一千円に増額すること。
- (三) 戰傷病者特別援護法の一部改正に関する事項
- 1 旧防空法第六条第一項又は第二項の規定により防空の実施に従事した者のうち、業務上傷病にかかり、現に第五款症以上の障害がある者また、軍人又は準軍人であつた者のうち、公務上傷病にかかり現に第三日症又は第四日症の障害がある者を戦傷病者として処遇すること。
 - 2 長期入院患者に支給する療養手当の月額を六千三百円から八千円に増額すること。
 - 3 葬祭費の額を一万六千円から二万二千円に増額すること。
- (四) 施行期日

この法律は、昭和四十九年十月一日から施行すること。ただし、未帰還者留守家族等援護法による葬祭料の額の引上げ並びに戦傷病者特別援護法による療養手当及び葬祭費の額の引上げは昭和四十九年四月一日から施行すること。

昭和四十九年四月四日

なほ、国債の償還分は昭和四十九年度以降に支給すること。ただし、未帰還者留守家族等援護法による葬祭料の額の引上げ並びに戦傷病者特別援護法による療養手当及び葬祭費の額の引上げは昭和四十九年四月一日から施行すること。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することとした。

父母等並びに戦傷病者等の妻に新たに特別給付金を支給すること。

2 满洲事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の妻及び父母等であったことにより公務扶助料又は遺族年金を受ける権利を有する者に特別給付金を支給すること。

3 本案施行に要する経費

昭和四十九年度一般会計予算(厚生省所管)に三十億一千二百四十一万五千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和四十九年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に弔慰金として総額一億二千六百万円、特別給付金として総額四億三千三百七十五万円が計上される見込みである。

衆議院議長 前尾繁三郎殿
社会労働委員長 野原 正勝

[別紙]

(小字及び一は修正)

附 則

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の改正規定並びに第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の改正規定^{並びに附則第四項の規定は、同年四月一日から施行する。}は、同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法による葬祭料の改正規定並びに戦傷病者特別援護法による療養手当及び葬祭費の改正規定の施行期日につき、修正を加えることを適するものと認めるが、なお、未帰還者留守家族等援護法による葬祭料の改正規定並びに戦傷病者特別援護法による療養手当及び葬祭費の改正規定の施行期日につき、修正を加えることを適と認め、本案は、別紙のとおり修正議決す

べきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することとした。

1 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十八条第二項及び第十九条第一項の規定並びに附則第四項の規定は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 第二条第三項第七号の規定の改正により障害年金、障害年金等を受ける権利を有するに至つた戦没者の妻及び

(2) 保険金の最低制限額は、保険契約一件につき二十万円(現行 十万円)とする。

2 保険金の倍額支払をする場合にも、剩余金を分配するものとする。

3 割増金付簡易生命保険の取扱い

簡易生命保険について、くじ引により割増金を付ける取扱いをことができるものとする。

(2) 割増金については、所得税を課さないものとする。

4 施行期日

(1) この法律は、昭和四十九年五月一日から施行する。ただし、保険金の最高制限額及び最低制限額の引上げについては、昭和四十九年十月一日から施行するものとする。

(2) 保険金最高制限額の引上げについては、昭和五十年三月三十一日までの間は、定期保険の保険契約に限るものとする。

(3) 割増金付簡易生命保険の取扱いについては、昭和五十一年三月三十一日までの間に限るものとする。

二 議案の可決理由

本案は、簡易生命保険法の目的並びに現下の経済情勢にかんがみ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年四月四日

通信委員長 廣瀬 正雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

内閣提出)に関する報告書

衆議院議長 前尾繁三郎殿

内閣提出)に関する報告書

昭和四十九年四月四日

通信委員長 廣瀬 正雄

五十日分に引き上げること。

その他、附則において、退職手当に関する所要の経過措置等を規定している。

〔別紙〕

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

議案の要旨及び目的

本改正法の施行にあたり、政府は次の各項の実施に努むべきである。

一 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用にあたつては、公共の利益になるよう留意するとともに、なお一層の利回りの向上に努め、もつて加入者への還元をはかること。

一 加入者の利益を増進するためにすみやかに保険料の引下げ等を行うとともに、福祉施設の拡充に努めること。

右決議する。

右報告する。

昭和四十九年四月四日

内閣委員長 德安 實藏

内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 航空手当等の最高支給割合を百分の六十五から百分の七十五に引き上げること。

2 任用期間を定めて任用されている自衛官が、引き続き一回又は二回任用され、その任用期間を満了して退職する場合等の退職手当の額を、百日分からそれぞれ二百日分又は百

2 1 この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、第十六条第三項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」とい

〔別紙〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議案の可決理由

本案は、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の目的に照らし妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を行ふことに決した。

右報告する。

昭和四十九年四月四日

通信委員長 廣瀬 正雄

〔別紙〕

内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、第十六条第三項の改正規定は、

同年四月一日から施行する。

この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」とい

(12³) 第十六条第三項の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
(退職手当の特例に関する経過措置)
 昭和四十九年七月一日(以下この項において「施行日」という。)に現在在職する自衛官のうち、施行日前に自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第三十六条第四項の規定により任用された者で次の各号のいずれかに掲げる者に対する新法による改正後の防衛庁職員給与法(以下この項において「新法」という。)第二十八条第一項又は第二項の規定による退職手当の額の算定については、これらの規定により退職又は死亡当時の俸給日額に乗すべき日数は、これらの規定にかかわらず、この法律による改正前の防衛庁職員給与法第二十八条第一項又は第二項の規定による日数に、当該各号に定める日数を加えた日数とする。

一 新法第二十八条第一項第二号に掲げる者
 昭和四十九年七月からその者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数に応じ一月につき四日

二 新法第二十八条第一項第三号に掲げる者
 昭和四十九年七月からその者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数に応じ一月につき一日
 (政令への委任)
 前項に定めるもののほか、この法律の施行に

関し必要な事項は、政令で定める。

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十九年四月四日 決算委員長 白井 莊一

「(第十六条第三項の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。)

昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書 及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十七年度特別会計予算総則第九条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

「施行日」という。)に現在在職する自衛官のうち、施行日前に自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第三十六条第四項の規定により任用された者で次の各号のいずれかに掲げる者に対する新法による改正後の防衛庁職員給与法(以下この項において「新法」という。)第二十八条第一項又は第二項の規定による退職手当の額の算定については、これらの規定により退職又は死亡当時の俸給日額に乗すべき日数は、これらの規定にかかわらず、この法律による改正前の防衛庁職員給与法第二十八条第一項又は第二項の規定による日数に、当該各号に定める日数を加えた日数とする。

一 新法第二十八条第一項第二号に掲げる者
 昭和四十九年七月からその者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数に応じ一月につき四日

二 新法第二十八条第一項第三号に掲げる者
 昭和四十九年七月からその者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数に応じ一月につき一日
 (政令への委任)
 前項に定めるもののほか、この法律の施行に

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件は、昭和四十七年度特別会計予算総則第九条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

昭和四十七年度一般会計予備費のうち、昭和四十四年一月二十七日から同年三月三十日までの間ににおいて決定された四八二億〇、〇〇六万八千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるた

本件は、昭和四十七年度特別会計予算総則第九条に基づき、経費の増額について予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業に必要な経費、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、農業施設災害復旧事業等に必要な経費等三十三件である。

本件は、昭和四十七年度特別会計予算総則第九条に基づき、経費の増額について予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、労働保険特別会計失業勘定における失業保険給付金の不足を補うために必要な経費、厚生保険特別会計年金勘定における保険給付費の不足を補うために必要な経費、郵便貯金特別会計における仲裁裁定の実施等に伴う郵政事業特別会計へ繰入れに必要な経費等九特別会計の十一件である。

なお、同年度一般会計予備費の予算額は、一〇〇億円で、このうち、昭和四十七年四月十日から同年十二月二十八日までの間において決定された六一七億五、四七八万九千円の使用につきは、第七十一回国会において、すでに

本件は、昭和四十七年度特別会計予算総額は、九〇億円で、このうち、昭和四十七年四月十日から同年十二月二十八日までの間において決定された三五四億〇、六二三万四千円の使用については、第七十一回国会において、すでに承諾済みである。

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十七年五月四日から同年十二月十九日までの間において決定された三五四億〇、六二三万四千円の使用については、第七十一回国会において、すでに承諾済みである。

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十九年四月四日 決算委員長 白井 莊一

本件の議決理由
 承諾済みである。

本件の議決理由
 本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

本件の議決理由
 本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十九年四月四日 決算委員長 白井 莊一
 右報告する。

昭和四十九年四月四日

決算委員長 白井 莊一

右報告する。

昭和四十七年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

22

一 本件の趣旨

本件は、昭和四十七年度特別会計予算総則第十条の規定に基づき、経費の増額について予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるたるもので、その内容は、昭和四十八年二月二十三日から同年三月三十日までの間に、郵政事業特別会計における収入印紙収入織入及買戻金に必要な経費及び仲裁裁定の実施等に必要な経費、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費等として四特別会計の七件につき八一三億七、五〇一万四千円の増額をしたものである。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

官外(号)

決算委員長 白井 莊一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十八年度一般会計予算総則第十四条

及び各省各府所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十八年度特別会計予備費の予算総額一兆〇、八四三億六、一〇〇万四千円のうち、昭和四十八年八月二十四日から同年十一月一日までの間の間において決定された一、七五一億九、八三八万一千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計における輸入食糧の買入れに必要な経費等三特別会

昭和四十八年度一般会計予備費の予算額六五〇億円のうち、昭和四十八年六月十二日から同年十一月十四日までの間において決定された一、

十一月十四日までの間において決定された一

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十八年度一般会計予備費の予算額六五〇億円のうち、昭和四十八年六月十二日から同年十一月十四日までの間において決定された一

一 儲蓄金の使用につき、国会の

事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、日本住宅公團に対する補給金に必要な経費、畜産経営特別資金金融通対策に必要な経費、施設運営等関連補償に必要な経費等二十三

二 本件の趣旨

内訳は、日本住宅公團に対する補給金に必要な経費、畜産経営特別資金金融通対策に必要な経費、施設運営等関連補償に必要な経費等二十三

右報告する。

昭和四十九年四月四日

決算委員長 白井 莊一

衆議院議長 前尾 繁三郎殿

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき、報告されたもので、同条第二項による昭和四十七年度一般会計国庫債務負担行為限度額三〇〇億円のうち、昭和四十八年一月二十日、昭和四十七年発生河川等災害復旧事業費補助等八件について二九九億七、九〇〇万円の限度で債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の議決理由

本件は、財政法第十五条の規定に基づき、報告されたもので、同条第二項による昭和四十七年度一般会計国庫債務負担行為限度額三〇〇億円のうち、昭和四十八年一月二十日、昭和四十七年発生河川等災害復旧事業費補助等八件について二九九億七、九〇〇万円の限度で債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の趣旨

一 議案の要旨及び目的

国際開発協会の出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、一、三一四億七、二〇〇万円の金額の範囲内において出資することができる」とするものである。

なお、出資は、本邦通貨にかえて、国債で行うこととしている。

二 議案の可決理由

国際開発協会は、開発途上国に対し、極めて緩和された条件での融資を行い、その經濟的・社会的開発の促進に寄与しており、我が國が同協会の増資に協力することは適切妥当な措置であることを認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年四月五日

大蔵委員長 安倍晋太郎

衆議院議長

前尾繁三郎殿

衆議院会議録第二十号(中正誤)

ペジ 段 行 誤 正

吉四 一末六 ための

吉六 一 二 実情

吉六 四 未雪 二〇〇万円

吉八 一 未 附する

吉九 二 五 勘告

吉一 一 来 改める

吉二 二 末 八 改める

吉三 三 三 動力

吉三 三 三 放漫は

吉三 三 三 放漫は

吉一 三 三 放漫は

吉一 三 三 放漫は

吉一 二 七 事以

吉一 二 七 円潜

事件 付する

事件 延期

事件 効告

事件 (行頭を
ける)

事件 定める

事件 動労

事件 放漫な

事件 てまゝり

事件 六兆六千億

事件 坂井弘一君

事件 円滑

昭和四十九年四月五日 衆議院議録第一十四号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価

一部五十円

(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号二〇七七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二一 四四二二(大代)

八六六